

## 非上場企業にも起こりうる移転価格税制の否認リスク

### 1. 海外に子会社等を持つ法人の税務調査の状況

近年、中小企業を対象とした税務調査においても移転価格税制をはじめ国際税務への対応が求められるようになったことはご存知でしょうか。移転価格といえば海外に子会社を持つ大企業にのみ適用されるものだ、という認識が一般的です。しかし、平成25年1月1日から移転価格調査はあくまでも法人税調査の一部と位置づけられました。その結果、通常の法人税調査と移転価格調査が同時に実施されることになり、資本金1億円未満の中小企業であっても海外に子会社がある場合には、移転価格調査を受ける可能性が以前より高くなりました。

### 2. 移転価格税制の概要

例えば、日本の親会社が重要な機能とリスクを負っている状況で赤字、海外の製造子会社は多額の黒字を計上し、グループ全体では黒字が続いている状況だとしましょう。このケースでは海外製造子会社の利益の一部は本来日本の親会社に帰属すべき利益ではないか。グループ間の取引価格、つまり移転価格に問題がないか疑念が生じます。

移転価格の設定によって、グループ企業間での利益配分が変わり、各々の所在国での納税額が変わります。移転価格の問題は、国家間の税金の取り合いといった様相があります。

### 3. 高い非違率

資本金1億円未満の税務署所轄法人に対する海外取引の税務調査には特徴があります。

税務調査の結果、更正・決定等の割合が非常に高いことです。現在は公表されていませんが、平成23事務年度までは、調査実績値が細かく公表されていました。平成19年度から平成23年度の5年間の東京国税局管内の税務署所轄法人の非違割合は約75%でした。非常に高い数値です。また、東京国税局管内では資本金1億円未満の中小法人に対して平成22年度で3,576件、平成23年度で6,284件の海外取引調査を実施しました。

### 4. 国際税務専門官による調査

平成25年施行の国税通則法の改正前から、日本企業の海外取引の増加に伴い、国際税務専門官が税務署に配置され、海外取引法人の調査を徐々に実施するようになりました。調査内容は極めて専門的で、国内取引を中心とした税務調査とは見る視点も調査手法もかなり異なります。初めて国際税務専門官による調査を経験した対象会社は、通常、戸惑いと驚きの連続と言っても過言ではないでしょう。

### 5. 国外関連者に対する寄附金課税対策から

海外取引法人(税務署所轄法人)に対する税務調査は、実際には移転価格の議論まで到達しないで、国外関連者に対する寄附金課税で調査が終了する事案が多いです。

国際課税の論点は移転価格ではありません。

日本親会社から技術支援等を目的として海外出張を行った場合の役務提供対価の回収漏れ
外国子会社等に対する貸付金の金利徴収漏れ、または適正金利の設定間違い
出向者に対する給与較差補填金の取り扱い
源泉所得税の徴収漏れ
その他

以上の論点は、あらかじめ会社側が本来の取扱いを知っていれば、取るべき行動を取っていたはずという論点がほとんどです。逆に言うと知らず知らずのうちに、傷口が大きくなっている可能性があります。まずは、上記の論点に加えて、グループ企業間の機能とリスク分析を行い、その過程で整えるべき文書を用意することが肝要です。

(提供:朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。  
Share the Future



SMBC日興証券

## 金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各店舗までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、  
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2016年2月1日現在)

いっしょに、明日のこと。  
Share the Future



SMBC日興証券